

消費税の届出書について

事業者は、消費税法に規定されている各種の届出等の要件に該当する事由が生じた場合には、その旨を記載した届出書を提出しなければなりません。このパンフレットでは、消費税に関する主な届出書の内容や提出時期、提出に当たっての注意点等を説明しています。

① 消費税課税事業者届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた事業者は消費税の課税事業者となり、「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

○ 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



○ 法人(3月末決算)の場合の基準期間と課税期間



- * **基準期間**とは、個人事業者についてはその年の前々年、法人については、原則として、その事業年度の
前々事業年度をいいます。
 - * **課税期間**とは、納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間であり、原則として、個人事業者は暦年(1
月1日から12月31日まで)、法人は事業年度をいいます。
 - * **課税売上高**とは、消費税が課税される取引の売上金額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)と
輸出取引等の免税売上金額の合計額(売上返品等に係る金額がある場合には、これらの金額を控除した残
額)をいいます。基準期間が1年でない法人については、この期間における課税売上高を12月(1年分)
に換算します。
- (注) 基準期間が課税事業者でなかった場合、その基準期間における課税売上高には、消費税が含まれていないので、
その基準期間における課税売上高の計算時には税抜き処理を行う必要はありません。

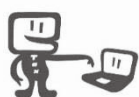
その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額
が1,000万円以上である法人は、その課税期間の納税義務が免除されません。この場合、「消費税の新設法
人に該当する旨の届出書」の提出が必要です(3ページ④参照)。

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高
が1,000万円を超えた事業者は消費税の課税事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定する
こともできます。

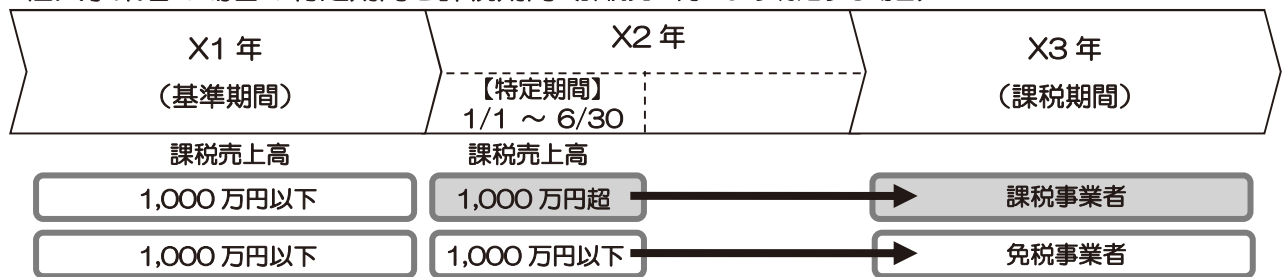
特定期間における課税売上高又は給与等支払額により判定を行った結果、課税事業者に該当することとな
った場合には、「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必
要があります。

- * **特定期間**とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場
合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。
- * **給与等支払額**とは、特定期間中に支払った所得税の課税対象とされる給与、賞与等の合計額です(未払給与
等は対象となりません。)



この社会あなたの税がいきている

○ 個人事業者の場合の特定期間と課税期間（課税売上高により判定する場合）



② 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

提出時期

事由が生じた場合、速やかに

その年又はその事業年度（事業年度が1年の法人の場合）における課税売上高が1,000万円以下である場合には、翌々年又は翌々事業年度については納税義務が免除されることとなります。

したがって、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合には、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

ただし、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出していた場合であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた事業者は原則、課税事業者に該当しますので、「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」の提出が必要となります。

注意 高額特定資産を取得した場合は…4ページ**注意**をご覧ください。

○ 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



○ 法人（3月末決算）の場合の基準期間と課税期間



③ 消費税課税事業者選択届出書

提出時期

選択しようとする課税期間の初日の前日まで

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、課税事業者となることができます。

なお、新規開業等した事業者は、その開業等した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業等した日の属する課税期間から課税事業者となることができます。

設備投資をする場合や輸出免税売上がある場合に、売上げに係る消費税額より仕入れに係る消費税額が多いときは、免税事業者であっても事前に課税事業者を選択することで、消費税の還付を受けることができます。

課税事業者の選択をやめようとするときは

消費税課税事業者選択不適用届出書

提出時期

選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで

「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択していた事業者が、選択をやめようとするときは、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった事業者は、事業を廃止した場合を除き、課税事業者となった日から2年間は、免税事業者となることはできません。

注意 調整対象固定資産などを取得した場合は…4ページ**注意**をご覧ください。

④ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

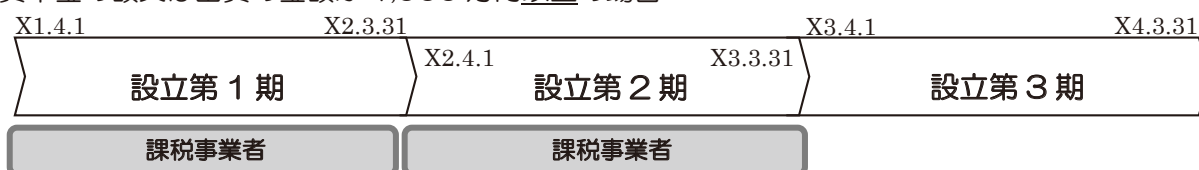
その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人（以下「新設法人」といいます。）は、その課税期間の納税義務が免除されません。新設法人に該当する場合は、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、「法人設立届出書」の提出時に、その届出書に消費税の新設法人に該当する旨を記載したときは、改めて「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

注意 調整対象固定資産などを取得した場合は…4ページ**注意**をご覧ください。

○ 新設法人の納税義務（事業年度が1年の3月末決算法人）の判定

資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の場合



※ 設立第3期以降は基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高等で納税義務を判定します。詳しくは1ページ「①消費税課税事業者届出書」をご覧ください。

⑤ 消費税簡易課税制度選択届出書

提出
時期

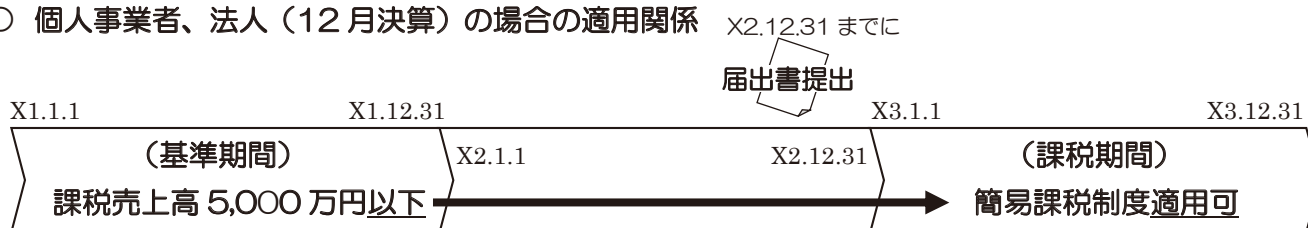
適用を受けようとする課税
期間の初日の前日まで

その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、簡易課税制度を選択することができます。

なお、新規開業等した事業者は、その開業等した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業等した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

注意 調整対象固定資産などを取得した場合は…4ページ**注意**をご覧ください。

○ 個人事業者、法人（12月決算）の場合の適用関係



* **簡易課税制度とは**、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度です。具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額に事業区分ごとに定められた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額が、仕入控除税額となります。したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。

軽減税率制度に関する簡易課税制度の届出の特例

令和元年10月1日から、消費税の軽減税率制度が実施されたことにより、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率に区分して税額計算を行う必要がありますが、仕入れを軽減税率と標準税率に区分することが困難な事情がある中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。）は、簡易課税制度の届出の特例として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日を含む課税期間については、適用を受けようとする課税期間の末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば簡易課税制度の適用を受けることができます。

簡易課税制度の適用をやめようとするときは

消費税簡易課税制度選択不適用届出書

提出
時期

適用をやめようとする課税
期間の初日の前日まで

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとする場合、又は事業を廃止した場合には、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、その適用をやめることはできません。

⑥ 消費税申告期限延長届出書

提出
時期

適用を受けようとする事業年度又は連結事業
年度終了の日の属する課税期間の末日まで

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することができます。

- * この特例は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。なお、届出書は令和3年3月31日前であっても提出することができます。
- * この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。
- * この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、「中間申告」（年11回中間申告を行う場合の1回目及び2回目の中間申告対象期間を除きます。）の期限や「課税期間の特例により短縮された課税期間」（事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。）に係る確定申告の期限は延長されません。
- * 「国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例」の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。
- * 「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する連結事業年度（その連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその連結事業年度を含みます。）以後の各連結事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することができます。

申告期限の延長の特例の適用をやめようとするときは

消費税申告期限延長不適用届出書

提出
時期

適用をやめようとする事業年度又は連結事業
年度終了の日の属する課税期間の末日まで

申告期限の延長の特例の適用をやめようとするときは、「消費税申告期限延長不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

注意 調整対象固定資産又は高額特定資産を取得した場合は・・・

調整対象固定資産や高額特定資産を取得した場合は、「消費税課税事業者選択不適用届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が制限される場合や基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても免税事業者とならない場合がありますので、各届出書を提出する前に確認してください。

これらの制度の詳細については、国税庁ホームページ（パンフレット「消費税の届出書について（詳細版）」）等をご覧ください。

* **調整対象固定資産**とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が100万円以上の固定資産をいいます。

* **高額特定資産**とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

- * 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」や「消費税課税期間特例選択・変更届出書」等このパンフレットで紹介していない届出書、承認申請書等については、国税庁ホームページ（パンフレット「消費税の届出書について（詳細版）」）等をご覧ください。
- * 各届出書等の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。なお、各届出書等はe-Taxでも提出することができます（詳細はe-Taxホームページへ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>））。
- * さらに詳しくお知りになりたいことがありましたら、国税庁ホームページ（税務手続の案内等）をご覧ください。又は電話相談センターをご利用ください。ご利用に当たっては最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。